

派遣事業の情報

労働者派遣法第 23 条第 5 項及び同法施行規則第 18 条の 2 第 3 項に基づき、
神戸電機工事株式会社の下記対象期間における労働者派遣事業に関する情報を
以下のとおり公開いたします。

対象期間 令和 7 年 7 月 1 日 ～ 令和 8 年 6 月 30 日
事業主名称 神戸電機工事株式会社
事業所名 神戸電機工事株式会社
許可・届出番号 派 28-301015

- i 派遣労働者数 5 人
- ii 派遣先数 4 社
- iii 労働者派遣に関する料金額の平均額（全業務平均） 31,112 円
- vi 派遣労働者の賃金の平均額（全業務平均） 17,868 円
- v マージン率 42.57%

※マージン率は、派遣料金から派遣労働者に支払う賃金を差し引いた額が、派遣料金に占める割合です。なお、マージン部分には、派遣元事業主が負担する社会保険料・労働保険料、教育訓練費、福利厚生費、事業運営費等が含まれています。

vi 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

各資格取得教育等

訓練・研修費用負担：無償

賃金支給：有給

キャリアコンサルタント連絡先：

神戸電機工事株式会社 本社代表 TEL：078-841-4603

vii その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項

労災保険、雇用保険、厚生年金保険、健康保険への加入

- vi 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別
労使協定を締結している